

広島市環境の保全及び創造に関する基本条例と第2次広島市環境基本計画における環境概念等との関係

広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（抜粋）

前文（条例制定の趣旨）

（前略）人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、条例を制定する。

目的（第1条）

この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

基本理念（第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

【環境の保全及び創造に関する基本的施策等】

○地域の環境の保全及び創造

- ・環境の保全上の支障を防止するための措置（第10条）
- ・河川等における環境の保全等（第11条）
- ・自然との触れ合いの確保（第12条）

○環境に配慮した都市の形成の推進

- ・環境に配慮した都市構造の形成（第13条）
- ・開発事業における環境への配慮の促進（第14条）
- ・環境に配慮した建築物の普及（第15条）
- ・環境への負荷の少ないエネルギーの利用等（第16条）
- ・水の健全な循環等（第17条）
- ・都市緑化の推進（第18条）
- ・良好な都市景観の形成（第19条）

○環境に配慮した行動様式の推進

- ・環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進（第20条）
- ・資源の循環的な利用等の推進（第21条）
- ・情報の提供（第22条）
- ・環境教育の推進等（第23条）
- ・市民等の自発的な活動の促進（第24条）
- ・事業者の自主的な取組の促進（第25条）
- ・環境への負荷の低減に資する産業の振興（第26条）
- ・ごみの散乱の防止（第27条）

○環境に配慮した交通等に係る施策の推進

- ・交通体系の整備等（第28条）
- ・自転車及び歩行者を主体とした道路の整備（第29条）
- ・自動車の効率的な使用等（第30条）
- ・環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進（第31条）
- ・自動車の停止時の原動機の停止（第32条）

○地球環境保全の推進（第33条）

第2次広島市環境基本計画における環境概念

〈環境概念の区分〉

〈個別分野〉

① 自然環境

- ・環境の保全上の支障を防止するための措置（第10条）
- ・河川等における環境の保全等（第11条）
- ・自然との触れ合いの確保（第12条）
- ・開発事業における環境への配慮の促進（第14条）

② 都市環境（現計画では「快適環境」）

- ・環境に配慮した都市構造の形成（第13条）
- ・水の健全な循環等（第17条）
- ・都市緑化の推進（第18条）
- ・良好な都市景観の形成（第19条）
- ・ごみの散乱の防止（第27条）
- ・交通体系の整備等（第28条）
- ・自転車及び歩行者を主体とした道路の整備（第29条）

③ 生活環境

- ・環境の保全上の支障を防止するための措置（第10条）
- ・河川等における環境の保全等（第11条）
- ・資源の循環的な利用等の推進（第21条）
- ・自動車の効率的な使用等（第30条）
- ・環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進（第31条）
- ・自動車の停止時の原動機の停止（第32条）

④ 地球環境

- ・環境に配慮した建築物の普及（第15条）
- ・環境への負荷の少ないエネルギーの利用等（第16条）
- ・環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進（第20条）
- ・資源の循環的な利用等の推進（第21条）
- ・環境への負荷の低減に資する産業の振興（第26条）
- ・自動車の効率的な使用等（第30条）
- ・環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進（第31条）
- ・自動車の停止時の原動機の停止（第32条）
- ・地球環境保全の推進（第33条）

- ・水
 - ・緑（森林、緑地等）
 - ・農地
 - ・生物多様性
- 等

- ・水辺・緑を生かしたまちづくり
 - ・ごみのないきれいなまちづくり
 - ・景観
- 等

- ・大気質、水質、土壌
 - ・騒音・振動
 - ・有害化学物質
 - ・廃棄物
- 等

- ・地球温暖化
 - ・オゾン層の破壊
 - ・酸性雨
- 等

環境概念を四つに区分

条例に掲げる基本的施策を関連性の高い区分に分類

横断的な視点（環境・経済の好循環の創出、人づくり、広域行政の推進、災害への備え等）